

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程

(目的)

第1 この規程は、県土マネジメント部土木工事成績評定要領（平成2年4月1日付け技第6号）により評定した結果（以下「評定点」という。）の通知に関する事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 評定点の通知の対象とする工事は、県土マネジメント部土木工事成績評定要領第2に規定する工事（以下「対象工事」という。）とする。

(評定点の通知)

第3 本庁検査にあっては、技術管理課長は、評定者から技術管理課長へ評定書等の提出がなされた後、対象工事の受注者に評定点を速やかに別記様式1及び別表1により通知するものとする。ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事（以下「応急工事」という。）については、別記様式2及び別表1により通知するものとする。

2 機関検査にあっては、出先機関の長は、評定者から出先機関の長へ評定書等の提出がなされた後、対象工事の受注者に評定点を速やかに別記様式1により通知するものとする。ただし、応急工事については、別記様式2及び別表1により通知するものとする。

(説明請求)

第4 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に別記様式3により、技術管理課長又は出先機関の長に評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第5 技術管理課長又は出先機関の長は、第4に規定する説明を求められた場合、速やかに別記様式4により回答するものとする。

2 技術管理課長又は出先機関の長は、前項の回答をする場合においては、本庁契約の工事にあつては県土マネジメント部建設工事成績評定評価委員会設置要領（平成25年3月29日付け技第274号の7）、機関契約の工事にあつては県土マネジメント部出先機関建設工事成績評定評価委員会設置要領（平成25年3月29日付け技第274号の7）に基づき、それぞれ設置された委員会での審議を経るものとする。

(過去の工事の評定点の請求等)

第6 対象工事の受注者は、本庁検査にあっては技術管理課長、機関検査にあっては当該出先機関の長に対し、過去の工事に係る評定点の通知を別記様式5により求めることができるものとする。

2 技術管理課長又は出先機関の長は、前項の規定による請求を受けた場合においては、速やかに別記様式6により評定点を通知するものとする。

ただし、当該対象工事の土木工事検査（成績評定）書が所定の文書保存期間を経過している場合等においては、その旨を通知するものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。